

令和7年8月29日

## 令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

### 1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和8年度<br>要 求 額 | 令和7年度<br>計 画 額 | 対前年度比 |      |
|----------|----------------|----------------|-------|------|
|          |                |                | 金額    | 伸率   |
| (1)財政融資  | 1,570          | 1,565          | 5     | 0.3  |
| (2)産業投資  | 72             | 50             | 22    | 44.0 |
| うち 出 資   | 72             | 50             | 22    | 44.0 |
| うち 融 資   | —              | —              | —     | —    |
| (3)政府保証  | —              | —              | —     | —    |
| うち 国内債   | —              | —              | —     | —    |
| うち 外 債   | —              | —              | —     | —    |
| うち 外貨借入金 | —              | —              | —     | —    |
| 合 計      | 1,642          | 1,615          | 27    | 1.7  |

### 2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

| 区 分      | 令和8年度末<br>残高(見込) | 令和7年度末<br>残高(見込) | 対前年度比 |      |
|----------|------------------|------------------|-------|------|
|          |                  |                  | 金額    | 伸率   |
| (1)財政融資  | 7,875            | 7,196            | 680   | 9.4  |
| (2)産業投資  | 250              | 178              | 72    | 40.4 |
| うち 出 資   | 250              | 178              | 72    | 40.4 |
| うち 融 資   | —                | —                | —     | —    |
| (3)政府保証  | —                | —                | —     | —    |
| うち 国内債   | —                | —                | —     | —    |
| うち 外 債   | —                | —                | —     | —    |
| うち 外貨借入金 | —                | —                | —     | —    |
| 合 計      | 8,125            | 7,374            | 752   | 10.2 |

### 3. 事業計画及び資金計画

#### 事業計画

(単位：億円)

| 区 分      |    | 令和8年度<br>要 求 額 | 令和7年度<br>計 画 額 | 増 減 |
|----------|----|----------------|----------------|-----|
| 事業計画の合計額 |    | 1,817          | 1,827          | △10 |
| (内訳)     | 貸付 | 1,780          | 1,790          | △10 |
|          | 出資 | 37             | 37             | —   |

#### 資金計画

(単位：億円)

| 区 分              |         | 令和8年度<br>要 求 額 | 令和7年度<br>計 画 額 | 増 減 |
|------------------|---------|----------------|----------------|-----|
| 事業計画実施に必要な資金の合計額 |         | 1,914          | 1,746          | 167 |
| (財源)             | 財政投融资   | 1,642          | 1,615          | 27  |
|                  | 財政融資    | 1,570          | 1,565          | 5   |
|                  | 産業投資    | 72             | 50             | 22  |
|                  | 政府保証    | —              | —              | —   |
|                  | 自己資金等   | 272            | 131            | 140 |
|                  | 一般会計出資金 | 3              | 1              | 2   |
|                  | 一般会計補給金 | 26             | 10             | 17  |
|                  | 財投機関債   | 100            | 100            | —   |
|                  | 貸付回収金   | 1,158          | 1,121          | 37  |
|                  | 借入金等償還  | △1,000         | △1,135         | 135 |
|                  | その他     | △15            | 35             | △50 |

## 財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

### <政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

沖縄振興特別措置法に基づく「沖縄振興基本方針」（令和4年5月10日内閣総理大臣決定）において、国は、沖縄振興の総合的かつ計画的な推進にあたり、産業振興を始めとする各種特例措置や沖縄振興開発金融公庫による政策金融等を通じ、各種支援を行なうとしている。

同方針に基づき策定された「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」（令和4年5月15日沖縄県知事決定）においては、政策金融の活用について、「駐留軍用地跡地の利用や離島の定住条件の整備など全国一律の枠組みでは対応が困難な固有課題への取組に加え、産業基盤整備、リーディング産業支援、中小企業等の振興、新たな産業の創出、子どもの貧困対策、新型コロナウイルス感染症関連融資等のセーフティネット機能の発揮など沖縄振興策と一体となった円滑な資金供給が求められます。また、沖縄経済の成長を支える出資など資本性資金の供給拡大に向けて、沖縄公庫の出資機能の向上等による新たな金融支援の取組や民間ファンド等との更なる連携が期待されています。加えて、持続可能なまちづくりに向けたアドバイスやPPP／PFIの導入など自治体支援も強化されており、沖縄公庫の政策金融ノウハウやネットワークを生かしたコンサルティング機能は、地域振興における重要性が増しています。」とされている。

沖縄では、①資金需要に対して民間資金量が必ずしも十分ではなく、②県外からの資金調達手段が限定的であり、③地銀の貸出約定平均金利が全国に比べて高いという金融環境にある。また、本土から遠く離れた離島県であり、産業構造が第三次産業に偏重していることから、景気や外部環境の変化等による影響を大きく受けやすい経済構造となっている。

当公庫は、民間金融のみでは対応が困難な観光リゾート施設や国際物流関連施設の整備、駐留軍用地跡地開発等の大規模プロジェクト、公共交通機能の充実やエネルギーの安定供給等の産業基盤整備に必要な資金の供給の補完に加えて、中小企業・小規模事業者、個人事業主、中堅・大企業等に対し、景気変動などによる急激な社会的・経済的環境の変化に対応するためのセーフティネット資金の円滑な供給や、リスクの高い分野である創業・ベンチャー支援や事業再生支援、企業の競争力強化にかかる資本性資金（出資及び資本性劣後ローン）の供給等により、民間金融を質的・量的に適切に補完している。

### <民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

当公庫が扱う出融資制度は、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年閣議決定）を踏まえ主務大臣が定めたものであり、政策的必要性・有効性等を勘案した適切なもので

ある。

事業規模についても、沖縄振興に必要な資金の確保に努めつつ、民間金融機関との役割分担を勘案し適切に対応している。

財政投融資の要求にあたっては、国や県の沖縄振興策等の施策を踏まえ、「沖縄の優位性を生かした民間主導の自立型経済の発展」「沖縄における地域的・社会的課題の解消」に向け、事業の重点化を図っている。

令和7年度においては、人材確保や従業員の処遇改善に取り組む事業者への支援、沖縄における地域的・社会的課題の解決や、離島・北部地域の振興・活性化を促進するため「沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度」等の既存4制度について、貸付条件等の拡充を行った。

令和8年度においては、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）を踏まえ、地域経済における物価高騰等の影響に注視しつつ、国や県の沖縄振興策と一体となった政策金融の取組を推進するため、「中小企業・小規模事業者等の経営基盤の強化」、「生産性向上に取り組む事業者の支援」、「機動的なセーフティネット機能の発揮」に重点を置いた融資制度の拡充を要求するもの。

#### <有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

当公庫による政策金融は、沖縄において民間金融機関のみでは十分な対応が困難な長期・固定資金及びリスクの高い分野に対する資金を円滑に供給することにより、沖縄経済を牽引するリーディング産業の成長や地場産業の振興による地域経済の活性化、地域課題の解決に向けた社会的な取組等が促進され、沖縄振興策の基本的方向である「沖縄らしい優しい社会の構築」及び「民間主導の自立型経済の発展」の実現に資するものである。

なお、当公庫においては、「特殊法人等整理合理化計画」の指摘を踏まえ、個別案件事後評価等に基づき、沖縄振興策及び融資先事業の発展への貢献状況等を自己評価し、その結果を業務改善に反映させるための「政策金融評価」を平成16年度より毎年度実施している。

#### <償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

当公庫は、貸付にあたり、十分な審査により申込先の事業見通し等を精査するとともに、必要に応じて適切な債権保全を図っている。

また、企業等に対する出資については、財政投融資特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、政策効果や事業採算性等について慎重な審査を行い、主務大臣の認可を得た上で実行している。

当公庫は、信用リスク管理体制の整備・強化を図っており、出融資後においても当該企業の業況把握に努め、経営課題に対する指導等を行うことにより、償還確実性の一層の確保に努めている。

#### <財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度の事業規模は、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要、並びに物価高騰の影響を受けた事業者等への資金繰り支援に対応すべく、当初計画2,087億円を確保したものの、コロナ禍による負債の増加や資材価格の高騰等から設備投資計画の立ち遅れが見られ、資金需要が伸び悩んだこと等から、事業実績は876億円（計画比42.0%）に留まった。

しかしながら、令和6年度においては、コロナ禍により負債の増加した事業者や物価高騰等の影響を受けた事業者に対する生産性向上、経営改善・事業再生等の伴走支援をはじめ、事業者の成長力強化や事業再構築、スタートアップ支援に重点的に取り組み、経済・社会の発展及び沖縄における地域課題の解決に貢献すべく、政策金融機関としての役割発揮に努めたものと評価している。

なお、財政投融資に関しては、当初計画2,016億円に対し、令和5年度実績比24.6%減の559億円（運用残1,457億円）となった。

令和7年度は、ホテル建設やPFI事業等の大型設備投資や中小企業・小規模事業者等の経営力強化、創業等に係る資金需要が見込まれており、沖縄振興の基本方向である「民間主導の自立型経済の発展」に向けて、各種業態・規模の事業者に対する支援に取り組んでいるところ。

令和8年度の事業規模は、融資相談の状況、沖縄県からの要望、民間金融機関との役割分担等を勘案し、また、国や県の沖縄振興施策等に沿った資金需要への対応及びセーフティネット機能を発揮するため、令和7年度当初計画比10億円減の1,817億円としている。

（参考：過去3か年の財政投融資の運用残額）

|      | 4年度      | 5年度      | 6年度      |
|------|----------|----------|----------|
| 運用残額 | 1,481 億円 | 1,323 億円 | 1,457 億円 |
| 運用残率 | 66.0 %   | 64.1 %   | 72.3 %   |

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

#### <その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし

# 産 業 投 資 に つ い て

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

(事業名：企業等への出資)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

本事業の出資の基準は、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」(第 16 条の 7)において、次の条件に該当するときに限りこれを行なうことができると規定している。

イ 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業であつて、沖縄の産業の振興開発上特に必要なものであること。

ロ 一般の金融又は出資を受けることが困難なものであること。

ハ 本公庫の出資によつて民間投資の導入が促進されると認められること。

また、上記イに該当する具体的な事業内容は

(イ) 産業基盤整備

(ロ) リーディング産業支援

とされている。

### (2) 必要とする金額の考え方

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」においては、沖縄振興について「強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」の早期実現に向けた取組、北部・離島地域の振興、こどもの貧困対策・Well-being 実現に向けた取組等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。」との方向性が示されている。また、「沖縄振興基本方針」においては、当公庫について「コロナ禍で打撃を被った地域経済の下支えを行うとともに、独自の貸付・出融資制度等も活用し、沖縄が抱える社会問題の解決に向けて取り組むことが期待されている。」とされている。

これまで当公庫では、インフラ整備事業による沖縄の産業基盤の形成、沖縄経済を牽引するリーディング産業の振興に対する資本性資金の供給により、産業の振興開発を推進してきたが、自立型経済の構築に向けて、科学技術によるイノベーションを推進し、将来の沖縄経済を牽引するスタートアップに対する支援など、多様な資金ニーズへの対応が求められている。

沖縄振興の基本的方向である「自立型経済の構築」に向けて、中長期の資本性資金を積極的に供給することで民間投資を誘導する必要があることから、令和 8 年度においては、予定案件の資金ニーズを踏まえた事業規模 30 億円を見込んでおり、その出資財源として 31.9 億円(過年度決定案件分 2 億円を含む)を要求するものである。

### (3) 見込まれる収益

本事業における採算性については、長期的な収益確保することを基本方針とし、産業基盤整備については長期的な配当、リーディング産業支援については少なくとも出資額

を上回る回収が見込まれることを基準に案件を採択している。

#### （４）民間資金の動員の蓋然性

出資の限度額については、「沖縄振興開発金融公庫業務方法書」（第 16 条の 8(2)）により、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資本の額の 5 割以内の額とされており、残りは民間資金が導入される。

また、出資後の民間投融資の導入状況について年 1 回の確認を行っているほか、当初計画と異なる場合には、その要因についてあわせて確認することとしている。

## 2. リスク管理体制

個別案件の執行にあたっては、財政投融資特別会計（投資勘定）からの出資金を原資としていることを踏まえ、地域経済の利益等の政策的意義及び効果に加えて、事業採算性と配当可能性等について慎重な審査を行い、役員会への付議及び理事長による内部決裁を経た上で、主務大臣の認可を受けて実行しており、事後においては、案件毎の経営状況について役員会に報告している。また出資後 2 年間は、原則として四半期に 1 度、財務状況及び出資対象事業の進捗状況の確認等を実施しており、必要に応じて、外部諸機関と連携したモニタリングや経営支援の強化により、出資先の企業価値向上に努めている。

（事業名：中小企業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生業資金挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付、農林漁業経営資本強化資金）

## 1. 産投事業の内容

### （１）具体的な事業内容

創業、新規事業への取組、企業再建等の局面にある中小・小規模事業者及び生活衛生関係営業者、農林水産事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本金性を供給することにより、中小・小規模事業者等の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、本特例制度が平成 20 年度に創設され（生活衛生資金は令和元年度に追加）、令和 4 年度に本貸付制度に拡充された（農林漁業資金は令和 5 年度に本貸付制度に拡充）。

### （２）必要とする金額の考え方

沖縄においては、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等の研究機関による優れた研究開発成果を産業振興に結びつけるための取組が進められており、新規創業や新事業展開のための資金需要のほか、原油価格・物価高騰等による業況の悪化、過剰債務に陥った事業等の再建にかかる資金需要も見込まれる。また、生産コストの上昇や環境対策への対応等で厳しい経営状況にある農林水産事業者を金融面か

ら支援するため、本貸付制度の活用も見込まれるところである。

令和 8 年度においては、中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの事業規模 40 億円を見込んでおり、出資金の再活用分を勘案し、その融資財源として 26.6 億円を要求する。また、農林水産事業者向け資本性劣後ローンについては、事業規模 2 億円を見込んでおり、追加財源として 1.2 億円を要求する。

イ 中小・小規模事業者向け資本性劣後ローンの財源（中小等資金） 26.6 億円  
＝40 億円（想定事業規模）×70%（産投出資財源割合）－1.4 億円（\*1）

\*1 資本性ローンの回収金のうち、産投出資金見合い分を新規の資本性ローン財源として再活用する

ロ 農林水産事業者向け資本性劣後ローンの財源（農林資金） 1.2 億円  
＝2 億円（想定事業規模）×60%（産投出資財源割合）

### （３）見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

### （４）民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資金を供給し、中小・小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

また、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）における民間金融機関との協調融資実績（令和 2 年 8 月～令和 7 年 3 月）をみると、約 6 割（先数ベース）について協調融資が行われている。民間金融機関における資本性劣後ローンとの協調融資のニーズは高く、民間資金の動員の蓋然性が認められる。

## 2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須としており、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努めている。

(事業名：産業開発資金資本性劣後ローン特例制度)

## 1. 産投事業の内容

### (1) 具体的な事業内容

本特例制度は、中堅・大企業等に対し、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設け、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンを供給することにより、事業の生産性向上を企図する企業や社会的な要因により一時的に業況が悪化した企業等の財務体質を強化するとともに、民間金融機関からの資金調達を円滑化し、もって、地域経済の活性化を図るもので、令和3年度に創設されたものである。

### (2) 必要とする金額の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた中堅・大企業等の中には、事業再構築のための設備投資や、資本性資金の導入による財務基盤強化を企図する企業もあることから、借入増加により財務状況が悪化する懸念がない本特例制度の活用が見込まれるところである。

令和8年度においては、資本性劣後ローンの事業規模20億円を見込んでおり、その融資財源として12億円を要求する。

$$\begin{aligned} & \text{イ 中堅・大企業向け資本性劣後ローンの財源（産業開発資金）} \quad 12 \text{ 億円} \\ & \quad = 20 \text{ 億円（想定事業規模）} \times 60\% \text{（産投出資財源割合）} \end{aligned}$$

### (3) 見込まれる収益

本特例制度では、業績連動型の貸付金利を設定しており、成功要件の達成度合いが一定の基準よりも低い場合、利息収入は少なくなるが、逆に成功要件の達成度合いが一定の基準よりも高い場合、利息収入は多くなるスキームとなっている。

### (4) 民間資金の動員の蓋然性

本特例制度は、貸付金の償還順位を他の債権に劣後させる等の特例を設けることにより、事業者の財務体質を強化するとともに、金融機関の資産査定上自己資本とみなしうる資本性資金を供給することを通じて、資金調達の円滑化を支援するものであり、貸付限度を所要資金の5割以内とすることから、民間金融機関の呼び水効果が認められる。

## 2. リスク管理体制

本特例制度の執行にあたっては、申込者が事業計画書を作成することを必須とすることで、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について、十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めることとしている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に経営状況に問題がある貸付先については、公庫からの経営改善指導

の受け入れや適切な経営改善計画策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理、リスク管理に努める。

## 財 投 機 関 債 に つ い て

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

### 1. 令和8年度における財投機関債の発行内容

当公庫の事業規模、金利リスク（ALM）への対応及び発行に係るコスト等を総合的に判断し、一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

（参考）令和7年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債100億円の発行を予定している。

## 成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

イ 当公庫の令和8年度要求は、「経済財政運営と改革の基本方針2025」に記載された下記の方針等を反映したものとなっている。

「経済財政運営と改革の基本方針2025」

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

##### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行(抜粋)

中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

⇒(要求事項)

- (イ) 「沖縄観光リゾート産業振興貸付」の資金使途及び貸付期間の拡充  
(産業開発資金、中小企業等資金：事業規模 1,530億円の内数)
- (ロ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付利率及び貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (ハ) 「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (ニ) 「沖縄創業者等支援貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (ホ) 「沖縄情報通信産業支援貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (ヘ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (ト) 「駐留軍用地跡地開発促進貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)
- (チ) 「沖縄生産性向上促進貸付」の貸付期間の拡充  
(中小企業等資金：事業規模 870億円の内数)

#### 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

##### (2) 地域における社会課題への対応(抜粋)

強い沖縄経済の実現に向けた観光の質向上、沖縄科学技術大学院大学による産学連携等の産業振興、基地跡地の先行取得や「GW2050 PROJECTS」早期実現に向けた取組、北部・離島地域の振興、こどもの貧困対策・Well-being実現に向けた取組等の沖縄振興策を国家戦略として総合的に推進する。

⇒(要求事項)

- (イ) 「沖縄観光リゾート産業振興貸付」の資金使途及び貸付期間の拡充  
(再掲)
- (ロ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付利率及び貸付期間の拡充(再掲)

- (ハ) 「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ニ) 「沖縄創業者等支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ホ) 「沖縄情報通信産業支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ヘ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ト) 「駐留軍用地跡地開発促進貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (チ) 「沖縄生産性向上促進貸付」の貸付期間の拡充（再掲）

### 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

#### (2) DXの推進（抜粋）

社会全体のDXを推進するため、デジタル庁の司令塔機能を強化し、AI・web3を含むデジタル技術の社会実装及びデータの活用を通じた新たな価値の創出を進め、国民一人一人がその恩恵を実感できる社会をつくる。

⇒（要求事項）

- (ホ) 「沖縄情報通信産業支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）

## 第4章 当面の経済財政運営と令和8年度予算編成に向けた考え方

### 1. 当面の経済財政運営について（抜粋）

我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置等の影響、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響に伴う下振れリスクには、注意する必要がある。

米国の関税措置への対応や当面の物価高への対応を始め、経済財政運営に万全を期す。引き続き、経済・物価動向に応じた機動的な政策対応を行っていく。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄観光リゾート産業振興貸付」の資金使途及び貸付期間の拡充（再掲）
- (ロ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付利率及び貸付期間の拡充（再掲）
- (ハ) 「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ニ) 「沖縄創業者等支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ホ) 「沖縄情報通信産業支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ヘ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ト) 「駐留軍用地跡地開発促進貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (チ) 「沖縄生産性向上促進貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (リ) 「沖縄自立型経済発展貸付」の貸付対象者、貸付期間及び据置期間の拡充  
（産業開発資金：事業規模 660億円の内数）

ロ また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求は以下のとおり（上記(イ)、(ロ)、(ハ)、(ホ)、(ヘ)、(チ)より再掲）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

## Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

### 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上

#### (1) 業種別の「省力化投資促進プラン」の実行（抜粋）

サービス業を中心に、最低賃金引上げの影響を大きく受ける、人手不足が取り分け深刻と考えられる12業種（飲食業、宿泊業、小売業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業、冠婚葬祭業）、その他サービス業（自動車整備業、ビルメンテナンス業）、製造業、運輸業、建設業、医療、介護・福祉、保育、農林水産業）については、その生産性を向上させる必要性が一層高いことに鑑み、各業所管省庁において、官民での取組の目標と具体策を「省力化投資促進プラン」として公表する。ここで定める目標は、我が国の生産年齢人口が減少し、労働供給制約が今後ますます厳しくなる中であっても、地域経済を支える中小企業・小規模事業者が成長し続けていくために政府が目指すべきものであり、これに向けた集中的な省力化投資・デジタル化投資等を後押しする。

⇒（要求事項）

- (ロ) 「沖縄特産品振興貸付」の貸付利率及び貸付期間の拡充（再掲）
- (ハ) 「国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ホ) 「沖縄情報通信産業支援貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (ヘ) 「沖縄離島・北部地域振興貸付」の貸付期間の拡充（再掲）
- (フ) 「沖縄生産性向上促進貸付」の貸付期間の拡充（再掲）

### Ⅲ. 投資立国の実現

#### 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し

##### (5) 観光（抜粋）

2023年3月に閣議決定した観光立国推進基本計画に基づき、2030年訪日外国人旅行者数6,000万人、消費額15兆円という目標の達成を目指し、持続可能な観光地域づくり、地方を中心としたインバウンド誘客、国内交流拡大に向けた施策を推進していく。

特に、観光客の受入れ増加に伴う混雑・マナー違反等の未然防止・抑制等に取り組みつつ、地方を中心としたインバウンド誘客に向け、地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり等を推進する。

⇒（要求事項）

- (イ) 「沖縄観光リゾート産業振興貸付」の資金使途及び貸付期間の拡充（再掲）

## 財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：沖縄振興開発金融公庫）

### 1. 各府省庁の政策評価の結果

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」等を受けて、創業期の中小企業・小規模事業者の資金調達の円滑化支援等の措置を過年度から引き続き実施した。

また、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進んだ等の経済環境を踏まえて、中小企業等の経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援策を実施した。具体的には、過大な債務を抱えた事業者の財務基盤を強化し経営改善・再生を促すこと等を目的とし、従来から措置している資本性劣後ローンに加えて、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（コロナ資本性劣後ローン）」の活用を促進し、また、令和7年2月のコロナ資本性劣後ローンの取扱い終了を受け、従来の資本性劣後ローンについて条件の見直し等を行った。

さらに、ウクライナ情勢・原油価格上昇、物価高等の影響により資金繰りや経営に困難を来している中小企業等へ、金利の引下げ措置が講じられている「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を活用した資金繰り支援に引き続き取り組んだ。

上記のとおり、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援事業を適切に実施した。

### 2. 政策評価結果の要求への反映状況

上記政策評価の結果のほか、融資実績・顧客の利便性・政府方針などを踏まえ、中小企業等の資金繰り支援等に必要な資金が確保できるよう、適正な事業規模及び財政投融資を要求する。

## 6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：沖縄振興開発金融公庫)

### 1. 決算についての総合的な評価

令和6年度決算では、貸倒引当金戻入や償却費の増加等によって、経常収益、経常費用ともに増加しており、損益計算書上における貸付金利息等の総利益は341億円、借入金利息等の総損失は341億円であって、その結果損失金が1億円生じたが、この損失金は米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖縄振興開発金融公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとした。

### 2. 決算の状況

#### (1) 資産・負債・資本の状況

##### イ 資産

令和6年度末の貸付金残高（社債の取得を含む）は、9,827億円で、令和5年度末の貸付金残高10,197億円に比べ370億円（3.6%）の減少となった。これは、令和6年度中に863億円の貸付を行い、1,233億円の回収等を行ったためである。

##### ロ 負債

令和6年度末の借入金残高は、6,582億円で、令和5年度末の借入金残高6,931億円に比べ349億円（5.0%）の減少となった。これは、令和6年度中に財政融資資金借入金等568億円（財政融資資金558億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構10億円）の借入を行い、917億円（財政融資資金903億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構等14億円）を償還したためである。

令和6年度末の債券残高は、1,181億円で、令和5年度の債券残高1,278億円に比べ97億円（7.6%）の減少となった。これは、令和6年度中に107億円の発行を行い、204億円の償還をしたためである。

##### ハ 純資産

令和6年度末の純資産合計は1,574億円で、令和5年度末との比較では、一般会計出資金の受入等により、1億円の増加となっている。

#### (2) 費用・収益の状況

##### イ 費用

令和6年度の損益計算書上の費用は341億円で、令和5年度の費用338億円に比べ3億円の増加となった。これは、償却費が18億円増加したこと等によるものである。

##### ロ 収益

令和6年度の損益計算書上の収益は341億円で、令和5年度の収益337億円に比べ3億円の増加となった。これは、貸倒引当金戻入が36億円増加したこと等によるものである。